

## 資料 4

### 中間書庫システム、電子媒体管理・移管・保存に関する検討等について

#### 1 趣旨

報告書（平成16年6月）を踏まえ、公文書等の中間段階における集中管理（中間書庫システム）の基本的な仕組み、方法及び電子媒体による管理・移管・保存のあり方についてさらなる検討を行うこととする。

#### 2 報告委員の指名等

懇談会運営規則（平成15年12月17日）に基づき、報告委員を指名することとする。

#### 3 報告委員による勉強会及び懇談会への報告

- ・ 報告委員は、それぞれ中間書庫システム又は電子媒体による管理・移管・保存に関する専門的知見を有する若干名の者と勉強会を隔月1回で1年程度行う。（当面、夏を目途に懇談会に対して検討状況を報告する。）
- ・ 懇談会は、適宜開催し、報告委員からの報告をもとに、審議を行い、必要に応じ、懇談会として内閣官房長官への報告を取りまとめる。

(参考)

## 公文書等の適切な管理、保存及び利用に関する懇談会運営規則

平成15年12月17日  
懇談会決定

### 1. 懇談会の運営

懇談会の議事手続その他、懇談会の運営については、「公文書等の適切な管理、保存及び利用に関する懇談会」の開催について(平成15年12月5日内閣官房長官決定)に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

### 2. 議事

座長は、懇談会の進行を務める。

座長は、座長の職務を助けるため、委員の中から座長代理を指名することができる。

座長代理は、座長の命により、座長の職務を代理することができる。

### 3. 書面による意見の提出

都合により懇談会に欠席する委員は、座長を通じて、付議される事項につき、書面により意見を申し出ることができる。

### 4. 懇談会の公表

懇談会は原則として非公開とし、発言者の氏名を付した議事要旨を内閣府のホームページにて公表する。

なお、懇談会での配布資料については、原則として懇談会終了後速やかに公表する。

### 5. その他

この規則に定めるもののほか、懇談会に関し必要な事項は、座長が定める。